

## 福祉サービス第三者評価 実施要領

### (目的)

第1条 この規則は、福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」という）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業)

第2条 特定非営利活動法人市民セクターよこはま（以下「当会」という）は、福祉サービスの利用者が適切なサービスの選択に資するため、及び、福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という）のサービスの質の向上に寄与することを目的に、次により事業を行うものとする。

- (1) 事業者への評価実施内容に関する事前説明
- (2) 事業者との契約締結
- (3) 評価調査班の編成
- (4) 事業者に対し、事前資料提出依頼及び事業者自己評価調査票・利用者家族アンケート用紙の送付
- (5) 事前資料・自己評価調査票・利用者アンケートの回収
- (6) 評価調査班の事前打合せ
- (7) 訪問実地調査（利用者本人調査・評価調査者実地調査）
- (8) 評価調査班の結果まとめ
- (9) 評価委員会による審査並びに決定
- (10) 事業者への評価結果の報告
- (11) かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という）への評価結果の報告
- (12) 評価結果の公表

### (評価実施サービス)

第3条 別紙1「評価実施サービス一覧」のとおりとする。

### (評価事業の開始年月日)

第4条 評価事業の開始は、平成17年1月1日とする。

- 2 開始から1年間の事業実施計画は、次のとおりとする。1月～9月 各月1件、10月～12月 各月2件

### (事業者の対象)

第5条 当会が実施する第三者評価事業は、神奈川県内の主に横浜市内及び横浜市周辺市町村に所在する社会福祉施設等を対象とする。

### (事業者への事前説明)

第6条 事業者との契約に至る前に事業者を訪問し、「福祉サービス第三者評価に関する事前説明確認書」をもって評価実施内容の説明を行う。

### (事業者との契約)

第7条 評価事業契約は、訪問調査予定月日よりおおむね3ヶ月前までに締結する。

- 2 契約書の様式は別に定める。

(評価調査班の編成)

第8条 評価調査班は推進機構及び横浜市が資格認証した評価調査者2名以上及び当会事務局員1名で編成する。

- 2 契約相手先の事業者自ら関係する評価調査者は、加わらないものとする。

(事前資料提出依頼)

第9条 契約締結後すみやかに事業者に対し、施設のパンフレット、広報誌、事業計画書等の提出を依頼する。

- 2 施設の状況把握のために、施設事前提供情報シートの記入を依頼する。
- 3 施設事前提供情報シートの様式は、別紙2を標準とする。

(自己評価調査票の送付と回収)

第10条 評価調査者による訪問実地調査に使用するもの同一の調査票を事業者へ送付し、自己評価を依頼する。

- 2 自己評価は、事業責任者以下全職員で検討したものを提出するよう依頼する。
- 3 自己評価調査票の回収は、訪問実地調査初日の20日前までとする。

(利用者家族アンケートの実施)

第11条 利用者の家族全員を対象として、家族アンケートを実施する。

- 2 アンケートは事業者から利用者家族に配布するよう依頼する。回収は施設を介さずに当会に返送するよう依頼する。
- 3 アンケートの回収は訪問実地調査初日の20日前までとする。

(評価調査班の事前打合せ)

第12条 事業者から提出された事前提供資料(施設事前提供情報シートを含む)、自己評価調査票、家族アンケート等を資料として、評価調査班内において十分な検討を行う。

(訪問実地調査)

第13条 訪問実地調査は、原則として評価調査者2名以上で2日間実施する。ただし、乳児のみ認可保育所、横浜保育室および障害グループホームについては、1日間とする。  
スケジュールはおおむね次を標準とする。

	高齢分野・障害分野・保護分野	児童分野(保育所)	児童分野(横浜保育室) 障害グループホーム
1 日 目	午前 施設見学 書類調査 午後 利用者本人調査 書類調査	午前 施設見学 利用者本人調査 午後 書類調査 事業者面接調査	午前 施設見学 利用者本人調査 午後 書類調査 事業者面接調査 職員面接調査 意見交換
2 日 目	午前 書類調査 午後 事業者面接調査 職員面接調査 意見交換	午前 利用者本人調査 書類調査 午後 事業者面接調査 職員面接調査 意見交換	

- 2 利用者本人調査の対象者は、事業者側に選定を依頼する。対象者は施設入所者の2割または10人のどちらか少ないほうとする。

(評価調査班の結果まとめ)

第14条 評価調査班は、訪問実地調査後すみやかに、評価調査者の調査に事業者自己評価・利用者本人調査・家族アンケート等を勘案し、総合的に判断して調査結果をまとめる。

(評価運営委員会による評価結果の決定)

第15条 別に定める評価運営委員会は、評価調査班の調査結果まとめを第三者的見地から審査し、協会としての最終的な決定を行う。

2 評価運営委員会の決定は、訪問実地調査終了日の翌日から 60 日以内に行うものとする。

(事業者への評価結果の通知)

第16条 評価運営委員会において決定された評価結果を、訪問実地調査終了日の翌日から 70 日以内に事業者に報告する。

(推進機構等への報告)

第17条 推進機構等に対し、推進機構等の定める様式により、評価結果をすみやかに報告する。

(評価結果の公表)

第18条 当会は、そのホームページ等において評価結果を公表する。

(評価基準等)

第19条 訪問実地調査に使用する評価基準の様式は、推進機構の指定する評価票を使用するものとする。

付則：この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 18 年 10 月 25 日より一部改定する。

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日より一部改定する。

この規則は、令和 1 年 10 月 1 日より一部改定する。

別紙 1 「評価実施サービス一覧」

(推進機構の H31 サービス一覧を貼付)